

かめんちや  
**集え! 亀人!!**  
かめ  
 (おつKAMEさまライブより)



広報

# かめだ

2004(平成16年)

SEPTEMBER

9/15

No.795

## ■ 主な内容

- 区割りについてのご意見を募集します .....2
- カメラが追った「かめだ祭り」 .....6
- まちからのお知らせ .....8
- かめだ通信 .....10

\* 広報かめだは資源保護のため再生紙を使用しています。

# 区割りとNSNの意見を募集します

新・新潟市が政令指定都市に移行し設置する行政区の区割りについて、合併する13市町村の住民（通勤・通学者を含む）の皆さんの意見を募集いたします。

行政区の区割りは、合併後に行政区画審議会（仮称）を設置し、答申を受けた後、新市の議会の議決を受け、条例により定めるものですが、今回作成・公表する複数の区割りパターンは、区割りについて事前に住民の方々の意見を募集し、審議会での審議を円滑にするための「たたき台」であり、いずれかの案を選択するためのものではありません。

区割りパターン資料と意見の応募用紙は、応募期間中に亀田町役場1階ロビー・2階企画調整窓口、公民館、町民会館、アスパーク亀田に用意しました。また、町のホームページでもご覧いただけます。

応募期間 9月15日(水)～10月31日(日)  
応募方法 亀田町役場1階ロビー

2階企画調整窓口、公民館、町民会館、アスパーク亀田に、区割りパターンの資料と意見記入用紙を用意しましたので、備え付けの応募箱に投函してください。（氏名等の個人情報記入は必要ありません）

郵便、FAX、Eメールでも応募いただけます。

お問い合わせ等 〒950-0195  
亀田町企画調整課（住所不要）  
☎381-2111（232・234）  
☎381-7090  
Eメール  
rikaku@town.kamedanigata.jp

## 区割りパターン作成にあたって 基本とした事項

### (1) 人口規模

既存の政令市を見た場合、指定時の1区あたりの人口規模はばらつきがあるものの、平均した人口規模は、おおむね10万人から20万人程度となっております。

そこで、1区あたりの人口は、地形・地物や歴史的沿革などから画一的に設定することは適当ではありませんが、全区の平均としてはおおむね10万

人とし、合併後の新市の人口が78万人であることから、区の数を7区として設定しました。

### (2) 市町村界等

新市を構成することとなる現在の市町村は、そこに暮らす住民の日常生活における地域の一体感・帰属意識の源であり、これまで培ってきた伝統・文化・歴史の基礎的な枠組みとなっております。

従って、新潟市を除く合併関係市町村については、現市町村界を分断しないこととしています。

また、新潟市は人口規模からいって、市域をいくつかに分ける必要がありますが、その場合には、支所・出張所の境界を基本的に区画線とするよう努めました。このため、自治・町内会の区域や小中学校の通学区域については、現在の支所・出張所の区域と一致していない部分もありますが、現段階では考慮しておりません。

## 区割りパターン作成にあたって 考慮した事項

### (1) 歴史的沿革・地縁的つながり等

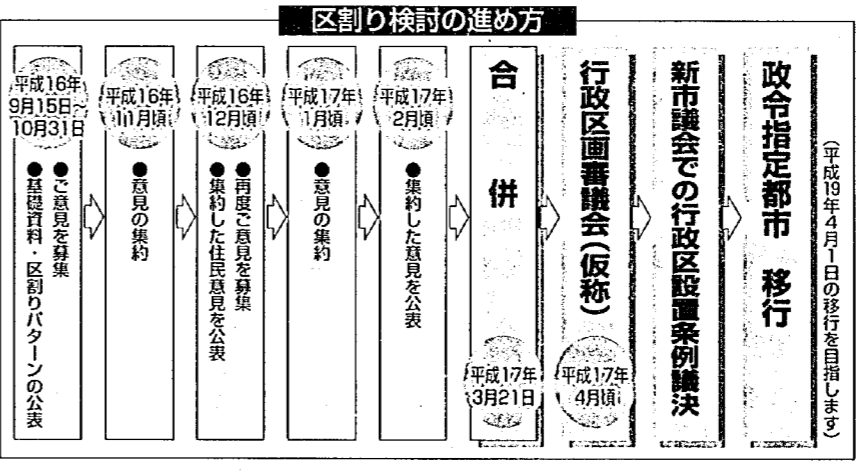
市町村の区域を越えて一体感を有する歴史的沿革や地縁的つながりを考慮しました。

### (2) 地形・地物

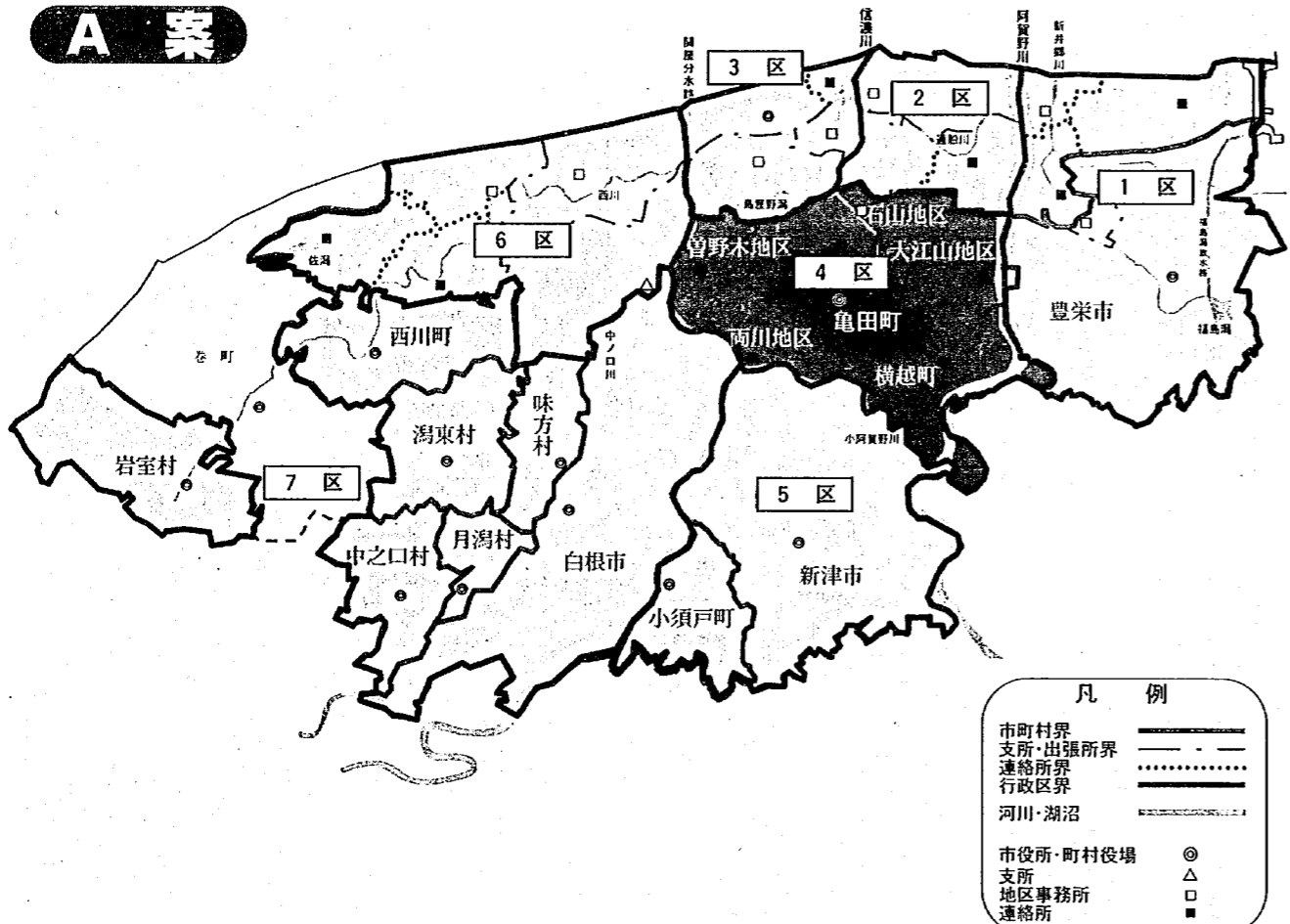
明瞭な地形・地物は、誰もが認識しやすく、社会生活上の大きな分断要素であることから、これを区画線とするように考慮しました。

### (3) その他

鉄道・道路等の交通網や、土地利用の一体性など、地域の結びつきを考慮しました。

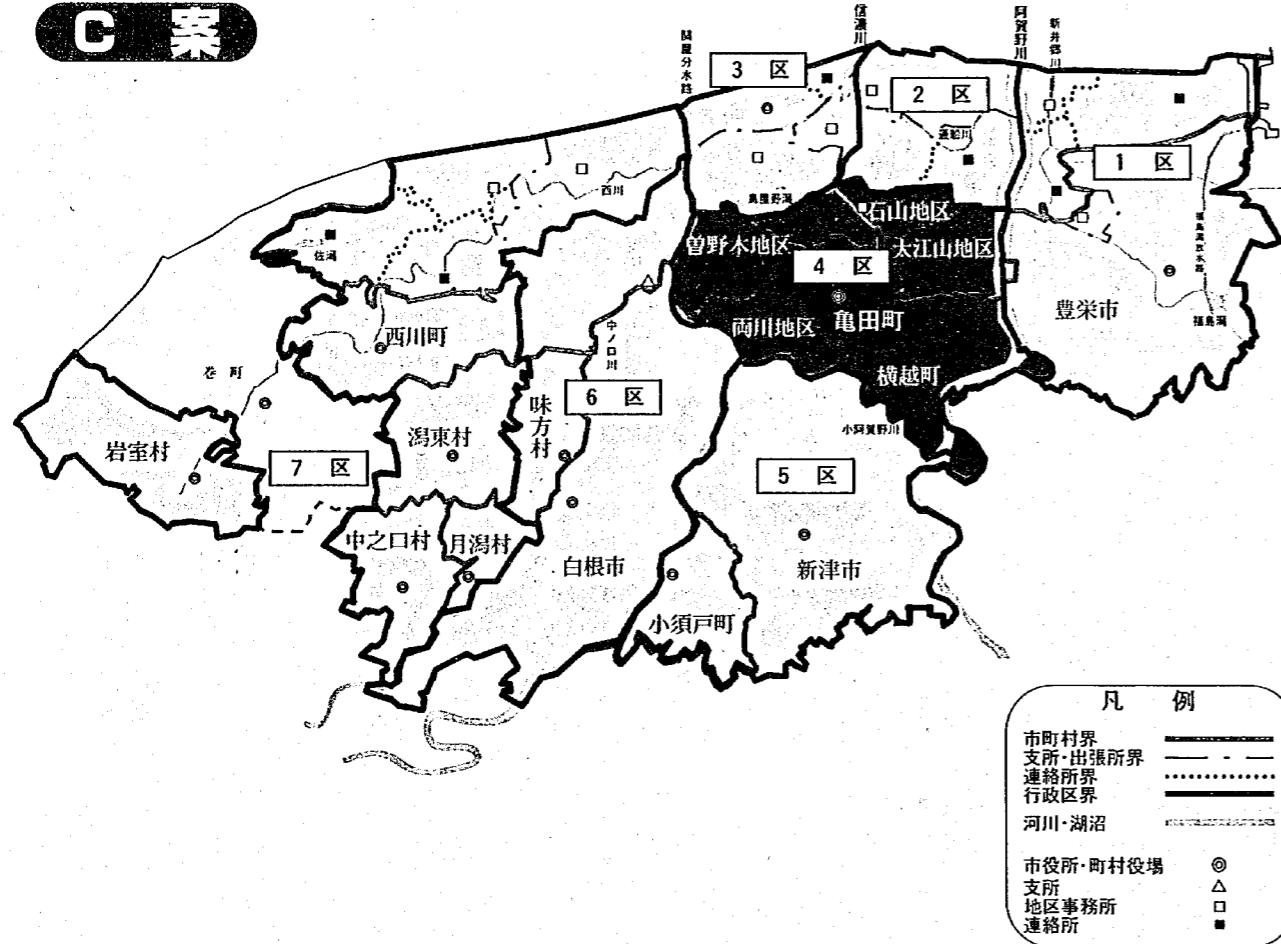


# A 案



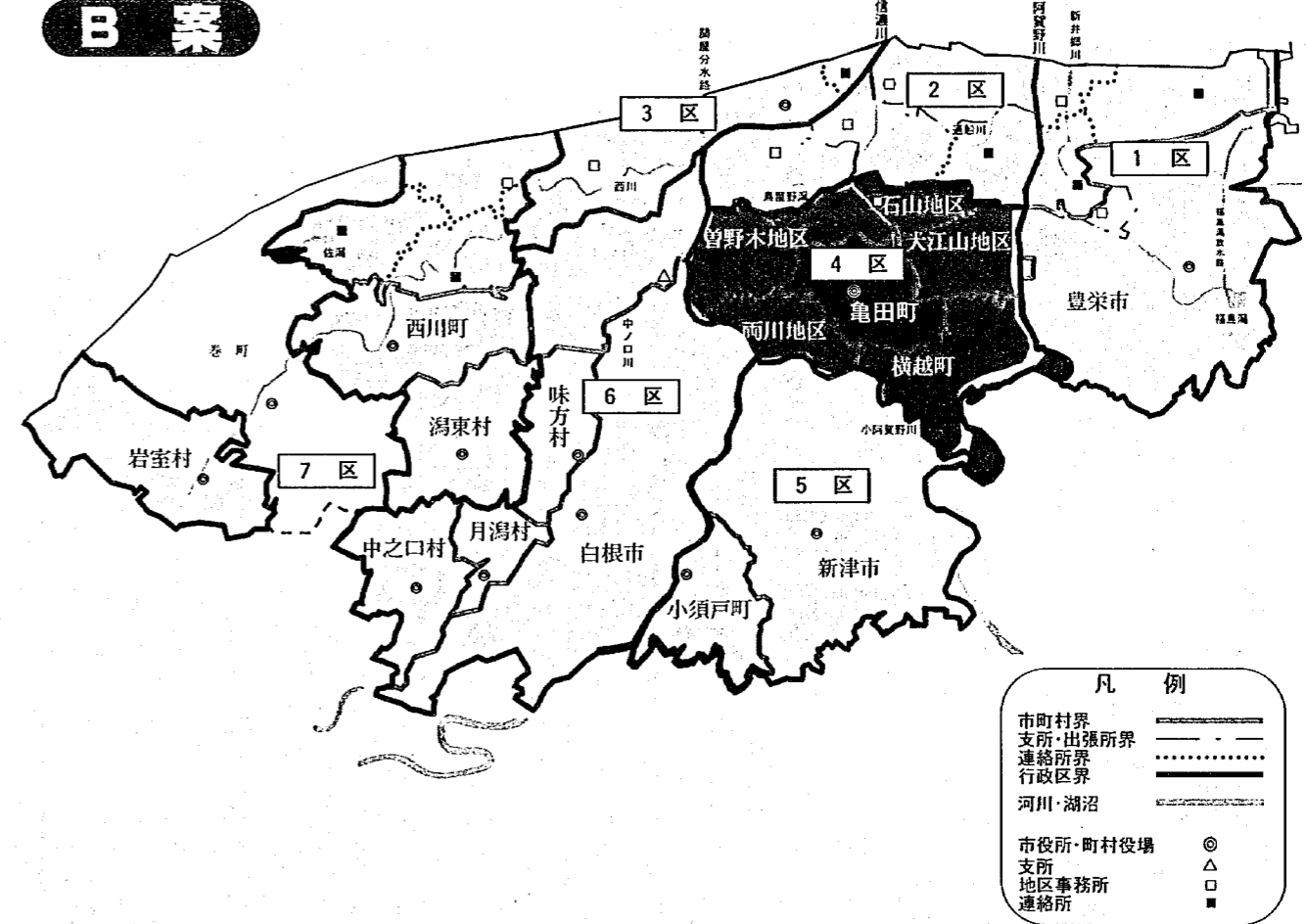
区	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	対象区域	各区設定の考え方
1区	77,858	107.85	新潟市北地区事務所所管区域、豊栄市	阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
2区	101,496	35.39	新潟市東地区事務所所管区域の一部(木戸地区、大形地区)、中地区事務所所管区域	新潟市の区域の内、信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまりを考慮して一つの区としました。 東地区事務所所管区域の分割については、明瞭な地形・地物である栗ノ木川を境界としました。
3区	158,485	27.27	新潟市中央地区、東地区事務所所管区域の一部(沼垂地区)、南地区事務所所管区域の一部(鳥屋野地区)	新潟市の区域の内、古くからの中心地である中央地区及び沼垂地区に加え、新市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区を含めて一つの区としました。 南地区事務所所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界としました。
4区	123,780	89.78	新潟市石山地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部(曾野木地区、両川地区)、横越町、亀田町	亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
5区	76,314	95.19	新津市、小須戸町	小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
6区	157,558	88.94	新潟市西地区事務所所管区域、坂井輪地区事務所所管区域、黒埼支所所管区域	新潟市の区域の内、信濃川以西の中央地区を除いた区域で、JR越後線や国道116号などの道路のつながりを考慮して一つの区としました。
7区	83,992	205.53	白根市、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月湯村、中之口村	信濃川以西で、一部事務組合の設置等によるつながりと、現西蒲原郡としてのまとまりを考慮して一つの区としました。
合計	779,483	649.95		

**C 案**



区	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	対象区域	各区設定の考え方
1区	77,858	107.85	新潟市北地区事務所所管区域、豊栄市	阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
2区	101,496	35.39	新潟市東地区事務所所管区域の一部(木戸地区、大形地区)、中地区事務所所管区域	新潟市の区域の内、信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまりを考慮して一つの区としました。 東地区事務所所管区域の分割については、明瞭な地形・地物である栗ノ木川を境界としました。
3区	158,485	27.27	新潟市中央地区、東地区事務所所管区域の一部(沼垂地区)、南地区事務所所管区域の一部(鳥屋野地区)	新潟市の区域の内、古くからの中心地である中央地区及び沼垂地区に加え、新市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区を含めて一つの区としました。 南地区事務所所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界としました。
4区	123,780	89.78	新潟市石山地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部(曾野木地区、両川地区)、横越町、亀田町	亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
5区	76,314	95.19	新津市、小須戸町	小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
6区	70,710	117.47	新潟市黒崎支所所管区域、白根市、味方村	信濃川以西の区域の内、「大野郷」と「白根郷」の結びつきを考慮して一つの区としました。
7区	170,840	177.00	新潟市西地区事務所所管区域、坂井輪地区事務所所管区域、岩室村、西川町、湯東村、月湯村、中之口村	現西蒲原郡のまとまりと新潟市西地区事務所所管区域・坂井輪地区事務所所管区域の、JR越後線及び国道116号での結びつきを考慮して一つの区としました。
合計	779,483	649.95		

**B 案**



区	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	対象区域	各区設定の考え方
1区	77,858	107.85	新潟市北地区事務所所管区域、豊栄市	阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
2区	193,130	52.66	新潟市東地区事務所所管区域、中地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部(鳥屋野地区)	新潟市の区域の内、新潟駅周辺の一体性と、駅・港・空港という機能の結びつきや、市街地の連続性を考慮して一つの区としました。 南地区事務所所管区域の分割については、鳥屋野地区と曾野木地区との界を境界としました。
3区	158,169	31.97	新潟市中央地区、坂井輪地区事務所所管区域	新潟市の区域の内、信濃川以西でJR越後線及び国道116号の結びつきを考慮して一つの区としました。
4区	123,780	89.78	新潟市石山地区事務所所管区域、南地区事務所所管区域の一部(曾野木地区、両川地区)、横越町、亀田町	亀田郷という歴史的・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
5区	76,314	95.19	新津市、小須戸町	小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、旧中蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的つながりを考慮して一つの区としました。
6区	81,024	146.67	新潟市黒崎支所所管区域、白根市、味方村、月湯村、中之口村	信濃川以西の区域の内、「大野郷」と「白根郷」の結びつきを考慮して一つの区としました。
7区	69,208	125.83	新潟市西地区事務所所管区域、岩室村、西川町、湯東村	現西蒲原郡のまとまりと新潟市西地区事務所所管区域のJR越後線及び国道116号での結びつきを考慮して一つの区としました。
合計	779,483	649.95		



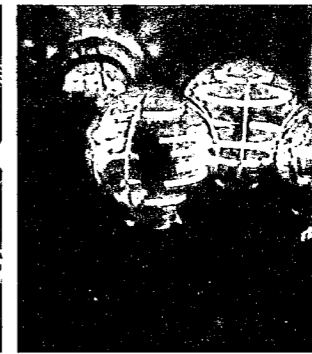
▲大岩万燈がくるよ、くるよ。



▲気合い入れていくぞー!!



▼今年は「近藤勇」VS「坂本竜馬」



▲チヨヤサ〜チヨヤサッ。



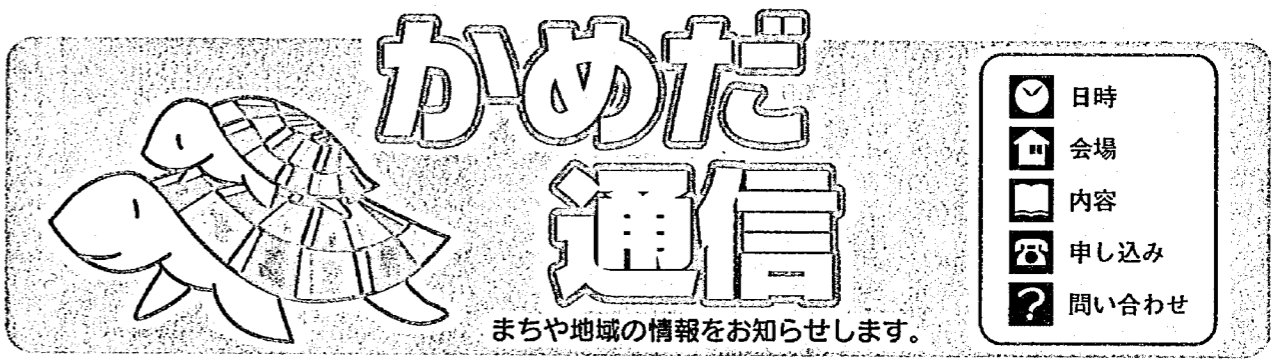
▲3区あずかり「新選組」!!



▼あめ買ってもらったよ。







- 🕒 日時
- 🏠 会場
- 📄 内容
- ☎️ 申し込み
- ❓ 問い合わせ

まちや地域の情報をお知らせします。

### 募集

#### 亀田社交ダンス

##### 金曜会員募集

美容と健康維持のため、ダンスを始めてみませんか。

毎週金曜日

午後7時～9時

亀田町公民館301号室

会費 1カ月1,000円

練習日に直接会場へ

江口 ☎382-9555

※初心者・男性歓迎します。

#### 沖繩剛柔流空手道

##### 新潟誠道館

毎週木・土曜日

午後7時～9時

亀田西中学校武道場

対象 幼年、小・中・高校生、一般

会費 1カ月1,000円

直接会場へ 小林修平

☎277-5161

#### 亀田町剣道連盟

毎週水曜日

午後7時～9時

亀田西小学校体育館

### 毎週日曜日

午前8時～10時

対象 小学生～一般

会費 年間10,000円

石川誠治

☎381-1184

#### ホームヘルパー養成研修

##### 受講生募集

向陽の里ホームヘルパー養成研修の第3・4期生を募集します。全課程を修了すると無試験でホームヘルパー2級の資格が取得できます。お気軽にお問い合わせください。

第3期 10月12日(火)～12月24日(金)

第4期 平成17年1月11日(火)～3月30日(水)

(各期とも最初2カ月は火・水・金曜日の週3回。残り1カ月内で実習の5日間を設定。)

向陽の里会議室講義・実技または左記法人内各施設(実習)

定員 各期18人

費用 63,000円(税込)

社会福祉法人中蒲原福祉会 ☎382-8222

#### 環境カウンセラー募集

環境省は、市民活動や事業活動の中で、環境保全に関する

取組について、豊富な経験と実績を有し、環境保全に取り組みたいとする事業者等にきめ細かな助言(環境カウンセリング)を行うことのできる人材を「環境カウンセラー」として登録する制度を実施しています。

環境カウンセラーに登録されると、その登録簿はインターネットを通じて広く一般に公表され、環境保全に関する取組や活動を行うおうえんとして、登録された方の情報が提供されることとなります。

環境省北越地区環境対策調査官事務所 〒950-0965新潟市新光町7-2新潟商工会館5階

☎288-0735

☎285-6930

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/policy/counsel/index.html>

### お知らせ

#### 亀田ランチユウ品評会

10月3日(日) 午前9時30分～午後2時

第四銀行亀田支店前(本町3)

飼育相談、即売有り

亀田ランチユウ会 藤田寅彦 ☎382-2557

#### 第4回 歯科健康フェア

歯科について身近に感じていただくため今年も歯科健康フェアを開催します。

10月3日(日) 午前11時～午後3時

アピタ亀田店 1階イベントスペース

①歯科相談

②歯磨きコーナー

③手の模型製作(小学校低

#### 学年まで)

④口腔関連の介護用品の陳列と説明

三市中東蒲原郡歯科医師会 ☎250-2117250

#### 「ユリナーレ」に出店しませんか!

にいがたTMO事務局では、西堀ローサ(新潟市西堀地下街)内のミニチャレンジショップ「ユリナーレ」の出店者を募集しています。商売をやってみたい人、独立開業を目指す人、意欲あふれる皆さんの応募をお待ちしています。

<http://furnachijp/pc/yorinare/index.htm>  
にいがたTMO事務局(新潟商工会議所内)  
☎223-6272

#### 沖繩戦没者追悼碑の遺族へ

沖繩県糸満市の平和祈念公園内に、沖繩戦で亡くなられた方々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」があります。次に該当する場合は、まだ刻銘されていない方は、追加刻銘ができます。

昭和19年3月22日から昭和21年9月7日までの間、沖繩県区域および南西諸島周辺において、沖繩戦が原因で亡くなられた方

#### 新潟県福祉保健課課後援恩給

室 ☎280-5180

役場福祉健康課 内線149

#### 平成16年度

#### 自衛官等採用試験

自衛隊新潟募集案内所

〒950-0087

新潟市東大通1-5-30

☎246-1881

### かめだ学会設立記念講演 「水と共に生きた亀田郷の人々」

これからの亀田を考え住民による新たな地域づくりを進めるため、このたび「かめだ学会」を設立しました。初回の記念イベントとして亀田町郷土資料館館長の三村哲司さんからお話をさせていただきます。亀田町の歴史や文化をみんなで楽しく学びながら知識を深めてみませんか。たくさんの方からの参加をお待ちしております。

- 日時 9月23日(木曜・秋分の日) 午前10時～12時
- 場所 亀田町郷土資料館(亀田町新明町1-2-3) ☎・☎382-1157
- 参加費 500円(資料代)
- 申し込み 上山寛までEメールかFAXで ☎228-0085 Eメール [kamiyama@ya3so-net.ne.jp](mailto:kamiyama@ya3so-net.ne.jp) ※定員80人(先着順、定員になり次第締め切ります)
- 問い合わせ 上山寛 ☎381-5356 (日中は☎228-0252へ)

#### ●店舗要件

所在地	西堀ローサ内(新潟市西堀地下街)
面積	2坪店、4坪店
出店資格	18歳以上 小売業等(飲食業除く)
家賃(共益費含む)	2坪…25,000円/月 4坪…45,000円/月
入居期間	原則1年(最長2年)

詳しくは「ユリナーレ」ホームページをご覧ください。

### 田舟の里 休館のお知らせ

田舟の里(亀田焼却場附属休憩所)は9月28日(火)および10月15日(金)～21日(木)まで亀田焼却場の工事のため休館させていただきます。  
■問い合わせ 新潟地区広域清掃事務組合亀田焼却場 ☎382-4371

試験の種類	受験資格	受付期間	試験日
防衛大学校	高卒(見込)～21歳未満		11月13日(土) 14日(日)
防衛医科大学校	高卒(見込)～21歳未満	10月1日(金)まで	11月6日(土) 7日(日)
看護学生	高卒(見込)～24歳未満		10月17日(日)

**表紙の写真** かめ くおつKAMEさまライブ



◀ 亀人Tシャツ

8月29日、町民会館に亀人（亀田の人）が集いました。この音楽ライブは、亀田町青少年育成町民会議が「亀田の若者が日ごろ頑張っているものを発表する場を作りたい」と行ったものです。ライブの名前には、3月に合併を控えている亀田町に対して「今までお疲れさま」という気持ちが込められているそうです。作詞作曲の歌に込めた思いを熱唱する姿に、観客の皆さんも大きな拍手で応えていました。

☎ まちの駅 運営：NPO法人環境パル21

■ 亀田の郷だより ☎383-5595 ■

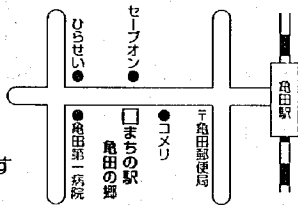
どなたでも気軽にお立ち寄りください。  
まちの情報をたっぷり用意してお待ちしています！

◀ 9月下旬からの特別展 ▶ ※開催日については店頭でご案内します。

「全国まちの駅 名産品フェア」  
全国各地のまちの駅から、おいしいもの、めずらしいものを取り寄せ、販売いたします。

● まちの駅 亀田の郷は…

- ・誰でも無料で休憩できます
- ・トイレ利用できます
- ・道案内、観光案内します
- ・レンタサイクルあります
- ・亀田町各産品を販売しています
- ・レンタルボックスあります  
(手作り品の販売スペース)



営業時間 10:00～

**編集後記**

▶ おつKAMEさまライブのためにスタッフが作ったという「亀人Tシャツ」(上の写真)。黒のTシャツの背中に白字で「亀人」と書いてあるのですが、出演者、そして観客の皆さんにもかなり好評でした。しかし！残念なことにこの日のスタッフの分しかなかったんです。私も欲しかったんだけどなあ……。 (ま)

**告知板**

**行政相談** 10月6日(水) 午前9時～正午  
■ ところ 社会福祉協議会 (新明町1)  
☎381-7221

■ 相談委員 鈴木 紀子さん  
※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。  
お気軽にご相談ください。

**心配ごと相談所** 毎週  
火曜

■ 時間 午前9時30分～午後3時  
■ ところ 社会福祉協議会 (新明町1)  
☎381-7221

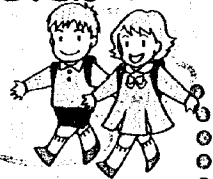
※この時間内に、電話での相談も受け付けます。  
個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

**税務課からのお知らせ**

今月は、固定資産税(第3期)の納付月です。お近くの金融機関または役場会計課で納税してください。  
なお、口座振替を希望する方は口座のある金融機関(亀田町内および、亀田町に本店・支店のある新潟市内・横越町内の金融機関に限る)の窓口で手続きをしていただくと、申込月の翌月末日から振替が可能となります。

**もう申請は済みましたか？**

**児童手当**



平成16年4月1日から、児童手当が小学校3年生まで拡大されました。該当する方へ7月中旬に申請書を郵送しました。9月末までに申請しないと4月分から支給されませんのでご注意ください。まだ申請していない方は、お急ぎください！

また、「該当するはずなのに申請書が送付されていない」「申請書用紙を紛失してしまった」などの方、その他不明な点がある方は下記へお問い合わせください。

問い合わせ 福祉健康課 ☎381-2111 内線145

**ごめいふく (8月16日～31日届出)**

故人	世帯主	町名	区
鈴木 三郎 (91)	健 治	稲 葉 1	17
小林ツナイ (98)	義 信	船戸山 3	23
大倉ヨシノ (89)	本 人	東 町 2	29
伏見 吉雄 (76)	重 雄	袋 津 6	31
本間 良平 (87)	本 人	砂 岡 1	33
大倉 良雄 (82)	本 人	城 所 1	42
山口 晃衛 (69)	晃 一	長 湯 1	46
野本 俊男 (62)	俊 範	丸 湯 1	47
野口 キン (82)	廣 一	城 山 4	49